

岡山市保険年金に係る特例還付金交付要綱

平成23年12月16日

岡山市告示第897号

(目的)

第1条 この告示は、相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金（以下「保険年金」という。）の税務上の取扱いが総務省通知（平成22年10月1日総税市第64号）により変更となったことに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第2項第1号の道府県民税及び同法第5条第2項第1号の市町村民税（以下「個人住民税」という。）のうち同法の規定により還付することができない税相当額（以下「還付不能金」という。）につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき交付することにより、納税者の不利益を補填し、行政に対する信頼を確保することを目的とする。

(用語)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象保険年金 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の20の2第2項第1号に規定する対象保険年金
- (2) 保険金受取人等 租税特別措置法第41条の20の2第2項第2号に掲げる者
- (3) 特例還付金 平成12年以降に生じた対象保険年金に係る所得（以下「保険年金所得」という。）に係る個人住民税のうち還付不能金に相当する還付金

(特例還付金の交付対象者)

第3条 市長は、還付不能金が生じたときは、保険金受取人等のうち当該賦課処分の対象となった納税者（以下「納税者」という。）に対し、特例還付金を交付する。

2 前項の場合において、納税者が死亡しているときは、相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）に特例還付金を交付する。

(特例還付金の額)

第4条 特例還付金の額は、市長が別に定める計算の例によって算定した還付不能金額とする。

(特例還付金の請求)

第5条 特例還付金の交付を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、この告示の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に、市民税・県民税特例還付金交付請求書（様式第1号）（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項に規定する相続人が請求書を提出するときは、市民税・県民税特例還付金の受領に関する相続人代表指定届出書（様式第2号）を併せて市長に提出しなければならない。

(特例還付金の決定)

第6条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに特例還付金の計算の基礎となる金額その他必要な事項について確認し、その結果に基づき、特例還付金の交付又は不交付の決定を行わなければならない。

2 特例還付金の不交付の決定は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときに行うものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により特例還付金が生じたとして請求を行ったとき。

(2) 市長の指示に従わなかったとき。

(3) この告示に基づき算定した結果、当該請求に係る特例還付金が生じないとき。

(特例還付金の通知)

第7条 市長は、前条の規定により確認した結果、特例還付金の交付又は不交付の決定を行ったときには、市民税・県民税特例還付金交付決定通知書（様式第3号）により請求者に通知するものとする。

(特例還付金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により特例還付金を交付する旨の通知をしたとき又は次条第2項の通知をしたときは、請求者に対し、速やかに特例還付金を交付するものとする。

(特例還付金の決定の変更)

第9条 市長は、第6条第1項の規定による決定をした後、当該決定に係る特例還付金の

額が過大又は過少であることが判明したときは、当該決定に係る特例還付金の額を変更する旨の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により特例還付金の額が増加する旨の決定を行ったときには、請求者に対し、市民税・県民税特例還付金変更決定通知書（様式第4号）により通知するとともに、当該増加する特例還付金の額を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により特例還付金の額が減少する旨の決定を行ったときには、請求者に対し、市民税・県民税特例還付金変更決定通知書により通知するとともに、すでに特例還付金が交付されているときは、当該減少する特例還付金の額の返還を求めるものとする。

4 請求者が前項の規定による通知を受けたときは、当該通知が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに当該減少する特例還付金の額を市に納付しなければならない。

（特例還付金の決定の変更に係る申出）

第10条 第6条第1項又は前条第1項の規定による決定を受けた請求者は、当該特例還付金の額の計算の基礎となった事実についてその内容と相違する事実が判明し、当該特例還付金の額が過少であることが判明したときは、特例還付金の額を変更決定すべき旨を市長に申し出ることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による申出に係る特例還付金の決定の変更について準用する。

3 第1項の規定による申出は、この告示の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に行わなければならない。

（市長が行う決定の期間制限）

第11条 第6条第1項又は第9条第1項の規定による決定は、平成25年10月1日以後はすることができない。

（県民税相当額の精算）

第12条 市長は、請求者に特例還付金を交付したときは、その金額のうち県民税分に相当する金額について、岡山県から交付を受けるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。